

Tax Analysis

For more BEPS information,
please contact:

Transfer Pricing

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Hong Kong

Patrick Cheung

Partner

Tel: +852 2852 1095

Email: patcheung@deloitte.com.hk

International Tax

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Jennifer Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Shanghai

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Hong Ye

Partner

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoye@deloitte.com.cn

Hong Kong

Anthony Lau

Partner

Tel: +852 2852 1082

Email: antlau@deloitte.com.hk

BEPS 最終報告書の公表

2015 年 10 月 8 日にペルーのリマで開催される G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に先立ち、経済協力開発機構 (OECD) 事務局は 10 月 5 日に、税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting : 以下「BEPS」) プロジェクトの下で合意された行動について説明した 13 の最終報告書と解説序文を公表した。これらの報告書は、2014 年の G20 ブリスベン・サミットに提出され、歓迎された、最初の 7 つの報告書を含み、かつ統合したものである。(OECD のプレスリリース、解説序文および最終報告書へのリンク : <http://www.oecd.org/ctp/beps.htm>)

G20/OECD の BEPS プロジェクトでは 62 カ国が協力してきたが、少なくとも 2020 年までは引き続き協働することについて合意している。また、より多くの国々が地域的な体系化された対話を通じて、成果を生み出す過程に関与した。特に中国は積極的に BEPS プロジェクトに関与してきた国の一つである。アフリカ税務行政フォーラム (African Tax Administration Forum)、税務行政当局交流研究センター (Centre de Rencontre des Administrations Fiscales) および米州税務長官会議 (Centro Interamericano de Administraciones Tributarias) 等の地域的な税務組織も、国際通貨基金、世界銀行および国際連合を含む国際組織とともに、BEPS プロジェクトに貢献をした。

2016 年および 2017 年には、さらに政策面での進展があるであろうが、主な活動は BEPS への対応措置の実行状況をモニターすることになるだろう。プロジェクトに関与しなかった国々も加わるため、モニタリングの範囲は広がる可能性がある。先例として、税の透明性および税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラム (Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes) には現在、127 カ国、地域が含まれている。

G20/OECD のワーキンググループは、「BEPS の複雑性およびデータの重大な制約から、BEPS の規模を測ることは難しいが、今日我々は BEPS の財政的影響が著しいものであることを知っている」と述べている。ワーキンググループは、BEPS によるコストは毎年、企業税収の 4%-10% を占めると見積もっている。

BEPS 行動計画については 2 つの重要な問題がある。それらはいつ実行されるのかということと、どの国がそれらを実行するのかということである。解説序文では、異なるレベルの合意について説明している。

「すべての OECD と G20 の国々は、トリートメントショッピングの防止、国別報告、有害税制への対抗および紛争解決メカニズムの改善の分野における (BEPS 行動計画の) 一貫した実行を承諾する。既存の基準が更新され、実行されるが、すべての BEPS プロジェクトへの関与国が、租税条約または移転価格に関する基本的基準に賛同しているわけではないことに注意しなければならない。ハイブリッドミスマッチ取決めに関する提言および利子費用の損金算入に関するベストプラクティス等のその他の分野に関しては、一般的な租税政策の方向性について各国が合意した。これらの分野においては、合意された共通のアプローチの実行を通じて、時間の経過に伴い、各国間の差異が縮小し、さらにこれらの措置を将来における最低基準とすべきか否かが考慮されることが期待される。ベストプラクティスに基づく指針も、強制的な情報開示または被支配外国企業 (Controlled Foreign Company :

CFC) の立法に関して行動しようとしている国々を支持することになるだろう。各国は目標を定めたモニタリング、特に最低基準の実行に関するモニタリングに従うことについて合意している。さらに、OECD と G20 のメンバー国以外の国々も、自らの税源を守り、競争環境を公正なものとするために、それらに加わるものと予測される。」

EU は加盟する 28 カ国において BEPS 行動を実行することを決定するかもしれない。2015 年 6 月、欧州委員会は EU 域内における公正かつ効率的な企業課税についてのコミュニケーションを公表した。これは、EU 域内においてどのように BEPS 措置を実行できるかを説明することを目的としたものである。財務相会合は、EU 全域にわたり、BEPS 措置を採用することを選択する可能性がある。

最初に発効する BEPS 行動

最初に発効する BEPS 行動は、新しい移転価格アプローチにかかわるものである（行動計画 8-10）。OECD と国際連合のモデル租税条約はいずれも独立取引の原則に従った価格算定方法の使用を求めており、OECD の「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」は、移転価格算定方法の全世界での適用に係る主な手引きを提供するものである。統合された新しい指針は 2017 年まで公表されないが、税務当局は既に実務において、パブリックコンサルテーションの段階で公開された資料の内容を用い始めている。例えば、中国が最近公表した特別納税調整実施弁法のディスカッションドラフトも、この点を体現している。新しいアプローチでは、多国籍企業が改めて機能分析を行い、「営業利益がその利益を生み出す経済活動に配分されるという結果を移転価格規則が保証する」ようにすることを求める。このことは、企業が潜在的な報酬を生じるリスクをコントロールできなければならないこと、無形資産の法的な所有者であるというだけでは、大きなリターンを得るための十分条件とはならないことを意味する。「多額の資本を有するのみで、その他の経済活動を行っていない企業（“キャッシュボックス”）は、何らの超過利益も得られない」。これには利子も含まれる。

すぐに発効する次の BEPS 行動は、行動計画 13 にある国別報告制度である。当該行動計画には、報告書のテンプレートがあり、その使用に係る明確な手引きも付されている。すべての主な親会社の所在国はこの行動にコミットしているため、親会社の所在国との間で租税条約または租税情報交換協定を締結しているか、多国間の税務行政執行共助条約に署名していることを前提として、その他の国もリスク評価のための追加的な情報を得ることができる。すべての発展途上国が情報を得られるわけではないということに不平を言う非政府組織もあるかもしれないが、既に 127 カ国、地域が税の透明性および税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラムに参加していること、約 80 カ国が税務行政執行共助条約に署名していることに留意しなければならない。最初の国別報告のデータ（全世界売上高が 5.86 億英ポンド、7.5 億ユーロあるいは 8.4 億米ドルに相当する 12 月決算の企業グループに適用）は 2017 年 12 月 31 日までに税務当局に提出しなければならない。そのデータは 2018 年 6 月 30 日までにその他の国と共有される。影響を受ける多国籍企業は、既に必要なデータを収集するためのシステム作業に着手しているだろう。中国で最近公表された特別納税調整実施弁法のディスカッションドラフトにも、国別報告に関する内容が含まれている。

すぐに発効する最後の行動は、“パテントボックス”あるいはその他の知的財産権に係る租税優遇制度を有する国に影響を与えるものである。将来においては、関連の研究開発活動が同じ国で行われる場合のみ、パテントボックスの優遇を受けられるかもしれない。英国は 2016 年 6 月から新しい制度を導入し、既存のパテントボックス制度を停止するための立法を急ぐものと見込まれている。また、2016 年 1 月 1 日以降は、グループが知的財産権を既存の“パテントボックス”に移転することは認められなくなるだろう。ドイツ、アイルランドおよび米国は、BEPS の要求に沿った知的財産権に係る租税優遇制度を導入する可能性がある。中国でも現在、研究開発に係る租税優遇制度のレビューを行っている。

2017 年以降に発効する可能性のある行動計画

2つの重要な行動計画（即ち、ハイブリッドミスマッチと利子費用の損金算入制限に関する行動計画）は国の立法を必要とする。OECD のワーキングパーティは、各国のハイブリッドミスマッチ（同一のインストルメントまたは企業に対する、2つの国の異なる税務処理を利用して、同一の経済支出に対する二重の損金算入を実現するか、または一方においては損金に算入し、他方においては課税収入として認識しない）に対処するための立法を助けるために、400 ページを超える手引きを提供した。上述の立法措置は、一方の国のみがハイブリッド防止条項を制定したとしても、ハイブリッドミスマッチ取決めの効果は無効化するだろうということの意味する。基本的なアプローチは、費用の損金算入を認めないということであり、支払側の国において損金算入が制限されない場合には、受取側の国において所得に対して課税するという副次的な規則によりこれを補うことになる。この行動計画の実施に係る課題の一つは、どのように十分な情報を入手し、ハイブリッドミスマッチの効果が生じるか否かを判断するかということである。英国は、2017 年 1 月 1 日からの立法化を検討していると表明した。これを支持するとしている国は多くないが、現行の法律の下でもハイブリッドミスマッチの効果は生じないと考える国（例えば、フランス）もある。

利子費用の損金算入制限に関する提言は、各国は EBITDA（利払い・税金・償却前利益）の固定比率に基づき、利子費用の損金算入限度額を設定すべきというものである。比率の範囲は 10%-30%とする。各国は任意に、グループの第三者に対する利子純額の比率を予備的に用いることもできる（当該比率がより高い場合）。BEPS プロジェクトの報告書においては、その他の選択肢についても提言されている。それには、負債の小さい企業を上記規則の適用対象から除

くための最小限の制限（de minimis limit）の設定、および超過利子の以後の年度への繰越し、あるいは以前の年度への繰戻しに関する規則が含まれる。また、公共利益プロジェクトの資金調達するための第三者に対する債務は、一定の条件の下で、利子費用の損金算入制限の適用範囲外となる可能性がある。オーストラリアは既に、この行動計画は実行しないと表明しており、ドイツおよびその他の一部のヨーロッパの国々は、現行の規則でも行動計画の要求をおよそ満たしていると考えているようである。米国の議会および財務省は、利子費用の損金算入を制限したいと考えているが、より広範な企業所得税改革の一環として改正が行われる以外には、議会がこれを単独で立法化することはないと予測される。英国はこの行動計画をどのように実行するかに関するコンサルテーションを行う可能性がある。

租税条約の改正を必要とする行動計画

多国間協定は各国間の租税条約の改正を実現することを意図したものであり、2016年に交渉が行われる予定である。最初の交渉を行う会議は2015年11月5日に開始され、英国が議長を務め、中国とフィリピンが副議長を務める。90を超える国、地域が交渉への参加を表明している。多国間協定は2016年末までに完了し、その後は各国が批准のための手続を行うことになる。多国間協定においては、参加国が異なる選択をできるような、大きな柔軟性が与えられることが期待される。

租税条約の改正が必要とされるのは主に、恒久的施設（Permanent Establishment：以下「PE」）（納税主体）、租税条約の濫用および紛争解決メカニズムに関する条項である。このほか、ハイブリッドミスマッチにかかわる軽微な改正も行われる。

広範囲にわたるPEに関する改正は、より広く納税主体の認定ができるようにすることを意図している。1点目は、PEの認定における、契約が法的に締結された場所の重要性を減じることである。行動計画7では次のように述べている。「方針として、仲介者が一方の国において行う活動が、国外企業が履行する契約の経常的な締結を意図したものであるならば、仲介者がそれらの活動を独立の事業の中で行うのでない限り、その企業はその国に納税主体を有するものとみなされなければならない。第5条の5項と6項およびそれらのコメントの改正は、これらの条項の文言がよりよくこの基本的な方針を反映するようにすることにより、コミッションの取決めと類似の方策に対処しようとするものである」。これらの改正が実行されれば、中国国外から中国の買い手および消費者への商品販売およびサービス提供に関して中国国内のマーケティングサービス企業を用いるビジネスモデルに大きな影響を与えたと考えられる。

2点目は、「一方の国で行われるコアの活動から生じる所得に対して、その国で課税できるようにすることを保証するために」、例外の使用を制限するということである。OECDモデル租税条約の第5条4項にある例外規定は修正され、PEを構成しないとされる各項目は、“準備的または補助的”な性格の活動に限られることになる。このほか、多国籍企業が活動を分割することによってPE認定を人為的に回避することを制限するために、分割防止条項も加えられる。

さらに、PEに帰属する所得の決定に係る確定性を高め、PEへの所得の帰属問題に関する追加的な指針を提供するために、所得の帰属問題についてのフォローアップ作業が行われる。これは、多国間協定の交渉期限である2016年末までに必要な指針を提供することを目標としている。中国にPEを有することとなる可能性のある納税者は、中国の税務機関による“みなし利益”の使用と“実際の利益の帰属”に関する動きにも留意する必要がある。

租税条約の濫用に関する行動計画は、条約の締約国が意図していない状況において、租税条約の恩典を受けようとする場合が生じ得るという懸念から出てきたものである。各国は租税条約にトリートメント（税負担を減じるために、特定の締約国を通じて支払を行う）に対処するための最低基準（minimum standard）を含む濫用防止条項を含めることについて合意している。また、最低基準の実行に一定の柔軟性を持たせる必要があるということについても合意している。これらの条項は、各国の特殊性と二国間条約の交渉状況に合わせる必要があるからである。提言されているアプローチは、特典制限条項（現在は日本と米国で適用されている）と主要目的テスト（現在は英国を含むその他の多くの国で適用されている）である。中国は特典制限条項と主要目的テストをいずれも用いることを検討している可能性がある。集団投資ビークルは、一定の状況において租税条約の恩典を受けることができるだろう。報告書には、選択可能な具体的な措置もある。

紛争解決に関する行動計画は最も重要である。解説序文では次のように述べている。「二重課税は、世界における貿易および投資の促進、経済成長の維持、雇用の創出、革新の促進および貧困からの脱出に貢献してきた多国籍企業に害を与える。二重課税は資本のコストを増加させ、関連の経済体に対する投資を妨げることにもなる」。

行動計画14の下で制定された措置は、国家間で案件の解決を図る相互協議手続（mutual agreement procedure：以下「MAP」）の有効性と効率性を高めることを目的としている。MAPに関するOECDの統計によれば、2013年末の時点で、OECD加盟国および4カ国のパートナー国の間で4,600を超えるMAP案件があった。そのうち、1,900はその年の新しい案件である。

新しい最低基準は、MAPにかかわる租税条約上の義務の誠実かつ十分な履行と、MAP案件の適時の解決を保証し、かつ納税者が要件を満たす場合にはMAPを申請できるということを保証する。

また、報告書では、「健全な相互モニタリング体制を構築し、定期的に租税委員会を通じてG20に報告をする」ということも述べられている。このような体制は、税の透明性および税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラ

ムにおいてよく機能しており、将来において MAP が一貫した形で適用されるようにすることを目的としている。

進行中の MAP 案件の 90% をカバーする 20 カ国（中国を含まない）は、租税条約に強制的な拘束力を持つ仲裁条項を加え、“ラスト・ベスト・オファー”（last best offer）のアプローチを用いると表明した。このアプローチでは、独立の仲裁人が、自ら仲裁案を決定するのではなく、紛争当事国がそれぞれ提示した案のうちのいずれかを選択することになる。米国（20 カ国のうちの一つ）はまだ交渉に参加するか否かを決定していないが、仲裁条項は多国間協定を通じて追加されることになるだろう。

今後の作業

G20/OECD はいくつかの行動計画に関して、2016 年も作業を行う予定である。

- 有害税制：基準の見直し、OECD 加盟国以外の国の参加拡大
- 租税条約の濫用：特定の基金に対する条約上の優遇付与
- 利子：グループ比率のカーブアウト設計の最終化、銀行業および保険業に対する特別な規則
- 恒久的施設：所得の帰属に係る規則
- 移転価格：金融取引、利益分割法の使用

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jichung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー
TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー
TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email: yaogawa@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 22 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.